

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 法第27条の25第3項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【氏名又は名称】 | 双日建材株式会社 代表取締役社長 大西哲也 |
| 【住所又は本店所在地】 | 東京都千代田区大手町1-7-2 |
| 【報告義務発生日】 | 該当事項なし |
| 【提出日】 | 平成31年3月22日 |
| 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 | 該当事項なし |
| 【提出形態】 | 該当事項なし |
| 【変更報告書提出事由】 | 該当事項なし |

【発行者に関する事項】

| | |
|-----------|---------------------|
| 発行者の名称 | 株式会社エヌ・シー・エヌ |
| 証券コード | 7057 |
| 上場・店頭の別 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所JASDAQスタンダード |

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

| | |
|---------------|-------------------|
| 個人・法人の別 | 法人（株式会社） |
| 氏名又は名称 | 双日建材株式会社 |
| 住所又は本店所在地 | 東京都千代田区大手町1-7-2 |
| 事務上の連絡先及び担当者名 | 双日建材株式会社 経理部 永田保直 |
| 電話番号 | 03-6870-7828 |

【訂正事項】

| | |
|------------------|---|
| 訂正される報告書名 | 大量保有報告書 |
| 訂正される報告書の報告義務発生日 | 平成31年3月14日 |
| 訂正箇所 | <p>第1発行者に関する事項 上場金融商品取引所 訂正前：JASDAQ 訂正後：東京証券取引所JASDAQスタンダード</p> <p>第2提出者に関する事項1提出者（大量保有者） / 1（1） / 個人・法人の別 訂正前：法人 訂正後：法人（株式会社）</p> <p>第2提出者に関する事項1提出者（大量保有者） / 1（6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約 訂正前：ロックアップ期間：平成31年3月5日から平成31年6月11日 訂正後： ロックアップの合意について 提出者は、平成31年3月5日（当日含む）から平成31年6月11日までの期間中は、野村證券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行者の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。</p> |

（訂正前）

第1【発行者に関する事項】

| | |
|-----------|--------------|
| 発行者の名称 | 株式会社エヌ・シー・エヌ |
| 証券コード | 7057 |
| 上場・店頭の別 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | JASDAQ |

（訂正後）

第1【発行者に関する事項】

| | |
|-----------|---------------------|
| 発行者の名称 | 株式会社エヌ・シー・エヌ |
| 証券コード | 7057 |
| 上場・店頭の別 | 上場 |
| 上場金融商品取引所 | 東京証券取引所JASDAQスタンダード |

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

| | |
|------------|-----------------|
| 個人・法人の別 | 法人 |
| 氏名又は名称 | 双日建材株式会社 |
| 住所又は本店所在地 | 東京都千代田区大手町1-7-2 |
| 旧氏名又は名称 | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

| | |
|------------|-----------------|
| 個人・法人の別 | 法人（株式会社） |
| 氏名又は名称 | 双日建材株式会社 |
| 住所又は本店所在地 | 東京都千代田区大手町1-7-2 |
| 旧氏名又は名称 | |
| 旧住所又は本店所在地 | |

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップ期間：平成31年3月5日から2019年6月11日

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意について
提出者は、平成31年3月5日（当日含む）から平成31年6月11日までの期間中は、野村證券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行者の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。